

中小企業の潜在能力を引き出します

以下のようなご要望はありませんか？

各種知財関連助成制度の利用検討も併せて可能です

費用は無料！
※日本弁理士会四国会
が負担します



基本的な知財戦略
を立てたい



海外知財戦略を
立てたい

感染防止を踏まえた製品と
知財の見直しを行いたい



会社や製品の知名度を
あげたい



知財リスク（侵害、技術流出、
模倣品）の把握と対策をしたい



事業戦略にリンクした
知財戦略を立てたい



共同開発において自社技術を
守りたい

あなたの地域の弁理士が応援します



※状況に応じリモートでも
コンサルティング可能です

【弁理士知財キャラバン四国】

知財を経営に生かしたい中小企業に、コンサルティングスキルをもった弁理士を派遣し、共に課題を解決し貴社の業績アップを目指します。

.....
貴社の業績アップのため、是非弁理士知財キャラバン四国をご利用ください。



SHIKOKU BRANCH OF JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

日本弁理士会 四国会

弁理士知財キャラバン四国訪問内容

知財経営コンサルティングスキルを持った弁理士が貴社へお伺いいたします！
訪問は最大3回です。(状況に応じリモートも可)
弁理士知財キャラバン四国に要する費用は日本弁理士会四国会が負担します。

第1回目

ヒアリング。現状分析。
現状の特定、課題の抽出



第2回目

貴社の考える課題と
コンサルティング側の
考える課題との摺合せ



第3回目

戦略提案



支援先からの声が届いています。

弁理士知財キャラバン事例報告

①【製造業】

事業の現状分析と経営課題の解決策について、知財戦略上の視点を具体的に説明していただき、知財戦略の重要性を改めて認識できました。

②【製造・販売業】

新製品の市場展開が、最大の課題となっていたので、市場展開に対する戦略の重要性を認識できました。

今後、実施の方向に向けて、検討したいと思います。

.....
貴社の業績アップのため、ぜひ
弁理士知財キャラバン四国をご
利用ください。

(※対象／四国4県の中小企業基本法第2条にいう中小企業者)

※「弁理士知財キャラバン四国」は、弁理士法に規定された知財制度普及の使命を遂行する公益的活動として、無料で弁理士が企業を訪問して知財に関する相談を行うものです。

訪問をご希望の方は、こちらまでご連絡ください！

日本弁理士会四国会 弁理士知財キャラバン四国担当
TEL 087-822-9310 FAX 087-822-9311
e-mail:caravan-shikoku@jpaa.or.jp
受付時間：平日9～17時

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー2F

ホームページはこちらから

<https://jpaa-shikoku.jp/>

日本弁理士会四国会 検索



「弁理士知財キャラバン四国」申請について

日本弁理士会四国会は、弁理士法に規定された特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産制度普及の使命を遂行すべく、公益活動として中小企業に対する知財支援事業を実施しており、その一環として、四国四県の中小企業基本法第2条にいう中小企業者を対象に、無料で（基本的には地元の）弁理士が企業を訪問して知財に関する相談を行なわせて頂く「弁理士知財キャラバン四国」事業を行っています。知財は重要だが敷居が高いと考える場合もこの機会に申請をご検討ください。

この「弁理士知財キャラバン四国」における相談は、個別の出願や侵害問題ではなく、知財を経営に活かすための包括的・戦略的内容について幅広く相談させて頂くものです（例えば、知財の創出や管理についての取り組み・業績を上げるための知財の活用・知財に関する取引企業との関係・社員に対する知財教育の取り組み等）。相談を通じて自社の知財資源の存在、潜在力、現状で不足している点に気づいて頂き、更に、知財活用力を高めて頂きます。勿論、関与する弁理士及び日本弁理士会四国会には守秘義務が課されます。

知財経営コンサルティングのスキルを持った弁理士を申請企業の事業内容や要望に合わせて2名選任し、派遣します（オブザーバー弁理士が同席することがあります）。申請承諾書作成日から訪問は3回まで可能とし、1回あたりの時間は概ね2～3時間程度、費用は交通費を含めて無料です。

申請は、裏面の申請書にご記入頂いてEmail<caravan-shikoku@jpaa.or.jp>・FAX<087-822-9311>・郵便等で簡単に行うことができますので、ぜひご利用をご検討ください。お問合せ頂ければ申請のお手伝い等をさせて頂くことも可能です。

弁理士知財キャラバン四国 支援申請書

年 月 日

日本弁理士会四国会 会長殿

弁理士知財キャラバン四国の訪問を希望しますので、以下のとおり申請します。

1. 申請者（法人又は個人）の名称・氏名、所在地及び代表者の氏名
 - ・名称：
 - ・所在地：
 - ・代表者の氏名（役職名）： ()
2. 連絡先（担当者名、役職名、電話番号、所在地）
 - ・担当者名（役職名）： ()
 - ・電話番号：
 - ・メールアドレス：
 - ・所在地（申請者と異なる場合のみ）：
3. 申請者（法人又は個人）の概要
 - ・設立時期：
 - ・資本金：
 - ・従業員数：
 - ・業務内容：
4. 上記の訪問を受けることによって、貴社（貴殿）の業務や経営のどのようなところをどのように改善・発展させたいかについて、概要をご記載ください。
または、特に相談したい点がある場合には、簡単にご記載ください。
(例えば「新製品開発の方向性を相談したい」、「基本的な知財戦略を立てたい」など)
5. 知的財産権・弁理士等の活用状況
 - ・特許、実用新案、意匠、商標、著作権についての知識の有無 (有 ・ 無)
 - ・特許・実用新案・意匠・商標のいずれかの出願経験の有無 (有 ・ 無)
 - ・御社の業務における知的財産の活用の有無 (有 ・ 無)
 - ・社内における知的財産教育の有無 (有 ・ 無)
 - ・特許等の出願や知的財産について相談できる弁理士の有無 (有 ・ 無)

※相談できる弁理士がいる場合又は弁理士に依頼して特許、実用新案、意匠若しくは商標の出願若しくはその他の手続きを行ったことがある場合には、その弁理士の氏名を記載してください。
なお、支援弁理士を指名することはできません。
()

※相談できる弁理士及び依頼したことのある弁理士には日本弁理士会四国会から連絡をすることがあります。
6. 弁理士知財キャラバン四国を知ったきっかけをご記載ください。
 - ・日本弁理士会四国会ホームページ
 - ・弁理士知財キャラバン四国のチラシ (受け取った場所：)
 - ・その他 ()

なお、当社は、暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。また、反社会的勢力に該当し、もしくは暴力的な要求行為等に該当する行為をしたことが判明した場合には、弁理士知財キャラバン四国による支援を中止されても異議申し立てを行いません。